

北日本看護学会誌編集委員会規程

1. 名 称

本会は、北日本看護学会誌編集委員会（編集委員会）とする。

2. 目的

本会は会則第4条第3項による学会誌の発行に関わる企画運営のために、会則第21条第1項に基づいて置かれる。

3. 委員会

本会の運営は、北日本看護学会理事中より若干名の委員を選出する。任期は役員在任期間とし、再任を妨げない。

2) 委員の中から委員長を互選する。委員長は本会を総務する。

4. 査読

委員会はあらかじめ査読委員を若干名選出し、理事会の議を経て北日本看護学会誌に広告する。

2) 会員以外の査読者には手当を支給することができる。

3) 任期は役員在任期間とし再任を妨げない。

4) 投稿された論文の査読は3名以上（委員長を含めて）の査読者で行う。

5. この規定は平成12年4月1日より発効する。